

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 管理規程

○公営企業管理者等を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程

(公営企業・総務課)

### 告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

(北部振興本庄事務所)

○使用料及び手数料収納事務委託(精神保健福祉センター)

(さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A1街区維持管理業務の随意契約に関する公示

(産業技術総合センター)

○埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託

( )

○主要農作物奨励品種等の採用・廃止(米づくり改革支援室)

○土地収用法による事業認定

(用地課)

○雨水流出抑制施設の告示

(河川砂防課)

○都市計画に関する公聴会の開催

(都市計画課)

○越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業の事業計画の変更認可

(市街地整備課)

○上尾市原市北部第二土地区画整理組合の定款の変更認可

( )

○越生町西和田・河原山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

( )

○富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業の事業計画の変更認可

( )

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築指導課)

○県立学校間ネットワークシステム等に係る運用保守業務委託の一般競争入札に関する公告

( )

○県立学校間ネットワークシステム等に係る運用保守業務委託の一般競争入札に関する公告

( )

(高校教育指導課) 八

○IC免許証記載内容確認装置の貸借に係る一般競争入札の公告

(会計課) 一〇

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土) 一一

○建築基準法に基づく道路の位置

( ) 一一

の指定 (秩父県土) 一二

〃 (熊谷県土) 一二

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 一二

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一二

## 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

公営企業管理者等を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

平成二十年五月十六日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

公営企業管理者等を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程

公営企業管理者又はその補助機関を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式の規定の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名あて人に付されている「齋」はこれが付されておらず、かつ、当該名あて人の上に「(あ) (い)」と記載されているものとみなす。ただし、これによることが適当でないと公営企業管理者が認めたものについては、この限りでない。

### 附則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に埼玉県公営企業管理規程の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

告示

埼玉県告示第六百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年五月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワクワクボード
- 三 代表者の氏名  
奈良橋 秋夫
- 四 主たる事務所の所在地  
本庄市けや木二丁目二十六番十八号
- 五 STビル二階

この法人は、少子高齢化社会にあつて、安心して老後を迎えることができる充実した社会保障制度及び地域社会の実現のために、市民が求める福祉について調査、研究、提言することにも高齢者及び障害者等の市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、より良い地域社会の推進に寄与することを目的とする。

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立精神保健福祉センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 巖	平成二十年四月一日から平成二十年六月三十日まで

埼玉県告示第六百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
さいたま新産業拠点(SKIPセンター)
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
埼玉県産業技術総合センター管理運営担当 埼玉県三口市上青木3丁目12
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社スキップセンター 埼玉県三口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
234,832,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第六百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称 埼玉県産業技術総合センターの駐車場(指定駐車場以外の駐車場に限る。)	受託者の住所、名称及び代表者氏名 川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 横田 真理也	委託期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
---	---	-----------------------------------

埼玉県告示第六百八十六号

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 奨励品種の廃止

イ 廃止した品種

水稲うるち「あかね空」

ロ 廃止した理由

良質・良食味の中生品種として普及を図ってきたが、他品種への転換が行われたことから作付面積が著しく減少し、今後増加する見通しがない。

二 準奨励品種の採用

イ 採用した品種

水稲うるち「さけ武蔵」

ロ 採用した理由

本県育成の酒造好適米品種として普及を図ってきたことにより、これまで本県酒造好適米の主力品種であった「若水」から品種転換が行われたことから、今後作付の拡大が見込まれる。

三 準奨励品種の廃止

イ 廃止した品種

水稲うるち「若水」

ロ 廃止した理由

酒造好適米品種として普及を図ってきたが、本県育成品種「さけ武蔵」への品種転換が行われたことから、作付の見込がない。

埼玉県告示第六百八十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 起業者の名称

上尾市

二 事業の種類

(仮称)瓦葺コミュニティ施設整備事業

三 起業地

上尾市

イ 収用の部分

埼玉県上尾市大字瓦葺字古川及び字梶ヶ谷戸地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

イ 法第二十条第一号要件(収用適格事業)

(仮称)瓦葺コミュニティ施設整備事業(以下「本件事業」という。)

は、法第三条第三十二号に規定する「地方公共団体が設置する公園、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」の整備を行う事業である。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 同条第二号要件(起業者の意思と能力)

本申請事業の起業者は上尾市であり、事業遂行について既に法的及び経済的措置を講じており、本申請事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

ハ 同条第三号要件(事業計画の公益性)

(1) 得られる公共の利益  
上尾市は、「あなたに げんきをおくるまち」をスローガンと

し、今後高齢者が増加し、団塊の世代が地域社会に戻ってくると見込まれる状況の下、平成十八年度を初年度とする「第四次上尾市総合計画―後期基本計画―」において、地域スポーツ・レクリエーション施設の新規整備及び世代を超えた地域コミュニティ活動が活発に行われるための施設整備を整備目標として掲げている。

一方、上尾市の南東に位置する原市地区(大字瓦葺を含む)では、まとまった広さの運動場及び公園が同市他地区に比較して不足しており、当該地区における学校施設開放による運動施設の利用率は同市他地区に比較して高くなっている。このため、当該地区の多くの住民から、スポーツ施設・公園などの施設整備を求める要望が市に寄せられており、これを受けて上尾市では、(仮称)瓦葺コミュニティ施設整備事業を「第四次上尾市総合計画―後期基本計画―」に位置づけている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 環境等への影響(失われる利益)  
起業地の現況は雑種地及び畑であり、特に高い経済的価値は認められない。

また、本件事業は埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）別表第一に定める対象事業に該当せず、起業者が、起業地に隣接する上尾伊奈斎場つつじ苑整備事業を実施した際に行った環境影響調査では、起業地内に保護上重要な動植物は発見されなかった。

さらに、起業地の一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するが、起業者は上尾市教育委員会との協議を行い、記録保存等の措置を講じていることとしている。

(3) 事業計画の合理性  
 本件事業は、原市地区（大字瓦葺を含む）内の住民福祉向上のため、に施行するものであることか

ら、同地区内で施行できる候補地として、同地区内に五か所の土地を選定し、土地の規模・形状、周辺の環境、交通の利便性、造成等の難易度等について総合的に比較検討を行ったところ、本申請に係る起業地が最も本件事業を施行する対象地として優れていることが認められる。

なお、事業計画の内容も適正と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 同条第四号要件（土地を収用することの必要性）

(1) 事業を早期に施行する必要性  
 本申請事業は、市内他地区に比較して遅れている地域スポーツ・レクリエーション施策を早急に解消するとともに地域住民の要望に対応するものであり、進みつつある高齢化社会における健康増進に

寄与し、本施設での遊びや園芸作業などを通じて様々な年齢層が集い、地域コミュニティ活動を活性化させるとともに災害発生時の緊急避難場所としても大いに寄与することとなり、住民の受ける利益は大きく、公益に資することはきわめて大きい。したがって、早期に土地を収用する必要が認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
 起業地の範囲は、本件事業を施行するための必要最小限にとどめられており、本件事業の公益性の發揮のために必要な範囲内であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要

件を充足すると判断される。  
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 上尾市環境経済部環境政策課

埼玉県告示第六百八十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。  
 平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―六〇―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 伊奈町大字小室字天神前一〇四七四

外三十二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三〇四〇・四〇九六立方メートル

トル

埼玉県告示第六百八十九号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。  
 平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
 別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
 別記二のとおり



三 公聴会に関する問い合わせ先  
 イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
 埼玉県都市整備部都市計画課  
 別記一

電話〇四八―八三〇―五三三七  
 ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場 所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	草加	草加市 八潮市 三郷市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」 「用途地域」	平成二十年六月十日午後二時から	三郷市役所七階 大会議室	平成二十年五月十六日から平成二十年五月三十日まで	三郷市まちづくり推進部都市計画課、草加市都市整備部住宅・都市計画課、八潮市都市開発部都市デザイン課、埼玉県都市整備部都市計画課	平成二十年五月十六日から平成二十年五月三十日まで	三郷市まちづくり推進部都市計画課、草加市都市整備部住宅・都市計画課、八潮市都市開発部都市デザイン課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所

# 公述申出書

年月日付け埼玉県報に登載された都市計画の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申出ます。

年月日

埼玉県知事 様

公述申出人

住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の要旨及びその理由 別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 埼玉県告示第六百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年八月十三日から

平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

吉川市大字吉川字堤外、字落下の各全部

吉川市大字吉川字下道下、字中道

下、

字上町張、字沼辺の各一部

吉川市大字平沼字佐左エ門切、字勝

昼間、字井掘添、字曾根通の各一部

吉川市大字関字沼田、大字中井字小

松川の各一部

四 事務所の所在地

吉川市大字吉川三三九番地一

五 設立認可の年月日

平成八年八月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十年五月十六日

## 埼玉県告示第六百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

上尾市原市北部第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十三年十二月十三日から

平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字原市字九番耕地、字十番耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、

字十三番耕地及び字十八番耕地の各一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号、上尾市

役所都市整備課内

五 設立認可の年月日

昭和六十三年十二月十三日

六 変更内容

事務所の所在地を「上尾市本町三丁目一番一号、上尾市役所都市整備課

内」から、「上尾市大字原市二二四〇番地一」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年五月十六日

埼玉県告示第六百九十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により越生町西和田・河原山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

石井利男 越生町大字西和田三二二番地

石井實 同 三〇九番地三

石井理一 同 越生八二三番地二

神邊貴昭 同 西和田二三七番地

小久保幸作 同 同 二四四番地二

鈴木幸勇 同 同 八七七番地

富口敏雄 同 同 二六四番地

長島寛次郎 同 同 四三六番地

長島秀夫 同 同 一〇二番地

長谷芳夫 同 同 二五七番地一

宮崎福治 同 同 二二三番地一

宮田精一 同 同 二五三番地六

吉山登美男 同 同 二八九番地

就任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

石井利男 越生町大字西和田三二二番地

石井理一 同 越生八二三番地二

岡野勝彦 同 同 西和田二六九番地

神邊貴昭 同 同 二三七番地

小久保幸作 同 同 二四四番地二

鈴木幸勇 同 同 八七七番地

富口敏雄 同 同 二六四番地

長島寛次郎 越生町大字西和田四三六番地  
長島秀夫 同 同 一〇二番地  
長谷芳夫 同 同 二五七番地一  
宮崎福治 同 同 二二三番地一  
宮田精一 同 同 二五三番地六  
吉山登美男 同 同 二八九番地

埼玉県告示第六百九十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十年十月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

三芳町大字藤久保字富士塚、字俣

四 事務所の所在地

三芳町大字藤久保七七九番地一

五 設立認可の年月日

平成十年十月二十七日

六 変更認可の年月日

平成二十年五月十六日

埼玉県告示第六百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

一 許可番号

平成二十年二月二十一日

指令杉整第一九〇一九三〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月九日第十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字遠野字前田三四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県柏市豊四季二六五番地

有限会社 サンケーホーム

代表取締役 小室 巖

埼玉県告示第六百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年四月二十八日

指令行整第一八〇〇九一二号

二 検査済証番号

平成二十年五月九日第十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡北川辺町大字麦倉字大島一

九六九、一九七〇、一九七一、一

九七二、一九七三、一九七四

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区岩本町三丁目一〇番

一

株式会社 デイリーヤマザキ

代表取締役 田嶋 誠

埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年8月1日(金)から平成21年7月31日(金)まで

ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育委員会、埼玉県立総合教育センター深谷支所及び埼玉県立学校179校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) ISMS認証又はプライバシーポリシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件と種類及び規模をほぼ同じとする業務の実績を有する者であること。

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話 048-830-6773(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成20年5月19日(月)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館1階103会議室  
イ 日時 平成20年7月1日(火)午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法



- ア あて先  
埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校 IT 推進担当
- イ 受領期限  
平成20年6月30日(月) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法  
書留郵便によること。
- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
    - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - (3) 入札者に要求される事項
    - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成20年6月23日(月)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
    - イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
  - (4) 入札の無効
    - 次に掲げる入札書は、無効とする。
      - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
      - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
      - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否
- 要
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格  
設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上該当入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (8) 手続における交渉の有無  
無
- (9) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年6月20日(金)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (10) 支払条件  
発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
  - (1) Project for Tender : Consignation of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau, Saitama Prefectural Education Center Fukaya and 179 Prefectural Schools.
  - (2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.1, July, 2008.(tender submitted by mail 5 : 00 p.m.30, June, 2008)
  - (3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301, Telephone 048-830-6773

## 埼玉県告示第六百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸案について、そのおぼろしい競争入札に付する。

平成二十年五月十六日

埼玉県長 田 豊 臣

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

IC免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年10月1日(水)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「物

品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2244 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月27日(金)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月26日(木)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年6月27日(金)午前10時45分

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成20年6月23日(月)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of the system to

verify the description of IC driver's licence

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., June 27

2008 By mail ; 5 : 00 p.m., June 26, 2008 In person ; 5 : 00 p.m., June 26, 2008

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division,

General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago

3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-01110

Ext.2244



埼玉県建設工務試験事務所長告示第七

十一号

郡市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の発行行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年五月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年四月二十八日

第一九〇一八九〇号

二 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六

三四一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字菅谷六八六一五

藤岡 裕幸

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十七号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年五月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二十年四月十七日	秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二二〇六番一 号、二二〇六番二号	六・二〇	七六・三九	秩父市下影森一一七九番四号 有限会社 パートナー不動産設計 代表取締役 山中 進

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成二十年五月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二十年五月九日	大里郡寄居町大字牟礼字中道千五百十四番 十五、千五百二十八番四、千五百二十九番 一	六・〇〇	九十九・〇六	大里郡寄居町大字富田四十一番地二 株式会社拓新 代表取締役 新井 弘

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

平成二十年四月十八日

指令行整第一九〇〇三〇一  
 号 検査済証番号

二

平成二十年五月八日第三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻莖字立山一三

七―四、一三八―一、一三九―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市下谷二九九

中田 光昭

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年五月十六日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一日時

平成二十年五月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県社会教育委員の任免につい

て

ロ その他

一 許可番号

南沢 郁一郎

平成二十年五月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長

中田 光昭

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二一（代表）
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇（代表）